㈡　地域高年齢者就業機会確保計画には、その対象となる区域、国が実施する高年齢者の雇用に資する事業に関する事項等を定めることとするとともに、地方公共団体及び㈤の協議会の構成員その他の関係者が実施する高年齢者の就業の機会の確保に資する事業に関する事項等についても定めるよう努めることとした。（第三四条第二項及び第三項関係）

㈢　地方公共団体は、㈠の同意を得た地域高年齢者就業機会確保計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得なければならないこととした。（第三四条第四項関係）

㈣　政府は、㈠の同意を得た地域高年齢者就業機会確保計画に係る国が実施する高年齢者の雇用に資する事業について、雇用保険法の雇用安定事業又は能力開発事業として行うこととした。（第三四条第五項関係）

㈤　地方公共団体、関係機関、シルバー人材センター、事業主団体、高年齢者の就業に関連する業務に従事する者その他の関係者は、高年齢者の多様な就業の機会の確保に関する地域の課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域高年齢者就業機会確保計画に関し必要な事項その他地域の実情に応じた高年齢者の多様な就業の機会の確保の方策について協議を行うための協議会を組織することができることとした。（第三五条第一項関係）

㈥　㈤の協議会において協議が調った事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないこととした。（第三五条第二項関係）

2　シルバー人材センター等の業務拡大に係る業種等の指定等

㈠　都道府県知事は、シルバー人材センター又はシルバー人材センター連合（以下「シルバー人材センター等」という。）が行う業務に関し、その取り扱う範囲を拡張することにより高年齢退職者の就業機会の確保に相当程度寄与することが見込まれる業種及び職種（以下「業種等」という。）であって、厚生労働省令で定める基準に適合するものを、市町村（特別区を含む。㈡、㈣及び㈥において同じ。）の区域ごとに指定することができることとした。（第三九条第一項及び第四五条関係）

㈡　都道府県知事は、㈠の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る市町村の長、当該指定に係るシルバー人材センター等、指定しようとする業種等に係る有料の職業紹介事業又は労働者派遣事業等を当該指定に係る市町村の区域において営む事業者を代表する者及び当該区域の労働者を代表する者の意見を聴かなければならないこととした。（第三九条第二項及び第四五条関係）

㈢　都道府県知事は、㈠の指定をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならないこととした。（第三九条第三項及び第四五条関係）

㈣　シルバー人材センター等は、㈠の指定に係る市町村の区域において、㈠により指定された業種等について有料の職業紹介事業（就業の場所が当該市町村の区域内にある求人に係るものに限る。）又は労働者派遣事業（派遣就業の場所が当該市町村の区域内にある場合に限る。）を行う場合において、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に加え、高年齢退職者の能力を活用して行う業務に係る就業を取り扱うこととした。（第三九条第五項及び第六項並びに第四五条関係）

㈤　都道府県知事は、㈠の指定をした業種等が㈠の基準に適合しなくなったときは、遅滞なく、その指定を取り消すこととした。（第四〇条第一項及び第四五条関係）

㈥　都道府県知事は、㈠の指定又は㈤の取消しをしたときは、当該指定又は取消しをした業種等及び当該指定又は取消しに係る市町村の区域を公示しなければならないこととした。（第三九条第四項、第四〇条第二項及び第四五条関係）

五　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部改正関係

1　職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置の新設

㈠　事業主は、職場において行われるその雇用する女性労働者に対する当該女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法第六五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であって厚生労働省令で定めるものに関する言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう、当該女性労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならないこととした。（第一一条の二第一項関係）

㈡　厚生労働大臣は、㈠に基づき事業主が講ずべき措置に関して、必要な指針を定めることとした。（第一一条の二第二項関係）

六　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正関係

1　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の適用に関する特例の追加

労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた派遣労働者を雇用する事業主とみなして適用する事項に、五の1の㈠の措置を加えることとした。（第四七条の二関係）

2　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の適用に関する特例の新設

労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業に関しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該派遣労働者を雇用する事業主とみなして、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第一〇条（同法第一六条、第一六条の四及び第一六条の七において準用する場合を含む。）、第一六条の一〇、第一八条の二、第二〇条の二及び第二三条の二の規定並びに八の7の措置に係る規定を適用することとした。（第四七条の三関係）

七　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正関係

1　指定法人の廃止

対象労働者等の福祉の増進を図ることを目的とする指定法人に係る規定を削除することとした。（第三六条～第五二条関係）

八　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正関係

1　育児休業の改正

㈠　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律において、育児休業とは、労働者（日々雇用される者を除く。以下2から7において同じ。）が、その子（特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者であって、当該労働者が現に監護するもの、児童福祉法第二七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親である労働者に委託されている児童のうち、当該労働者が養子縁組によって養親となることを希望している者及びその他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者を含む。㈡及び3において同じ。）を養育するためにする休業をいうこととした。（第二条関係）

㈡　一歳に満たない子についてする育児休業について、期間を定めて雇用される者にあっては、次のいずれにも該当するものに限り、その事業主に育児休業の申出をすることができることとした。（第五条第一項関係）

(1)　当該事業主に引き続き雇用された期間が一年以上である者

(2)　その養育する子が一歳六か月に達する日までに、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでない者

2　介護休業の改正

㈠　労働者は、その事業主に申し出ることにより、九三日を限度として、対象家族一人につき三回の介護休業をすることができることとした。（第一一条第二項及び第一五条第一項関係）